

第25回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催月日 平成24年2月21日(火) 午後3時30分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 定数及び出席委員数 定員27名 現員26名
- 4 出席委員 26名
 - 1番 花澤 信一
 - 2番 鈴木 俊郎
 - 3番 平戸 正己
 - 4番 古川 晃市
 - 5番 葛田 秀治
 - 6番 武内 章一
 - 7番 小川 良夫
 - 8番 長谷川 良二
 - 10番 伊井 勝實
 - 11番 鳥海 夫男
 - 12番 鈴木 弥須雄
 - 13番 遠山 修
 - 14番 鶴岡 公一
 - 15番 葛田 吉弥
 - 16番 石井 文夫
 - 17番 御園 豊
 - 18番 藤井 幸光
 - 19番 榎本 雅司
 - 20番 勝畑 孟志
 - 21番 飯塚 健史
 - 22番 渡辺 喜一
 - 23番 前橋 勇
 - 24番 川島 三夫
 - 25番 高橋 一夫
 - 26番 川名 康夫
 - 27番 石井 清治
- 5 欠席委員 なし
- 6 出席事務職員 3名
 - 鹿島事務局長
 - 佐久間主幹
 - 鈴木主査

◎開 会

平成24年2月21日午後3時30分 開会

○議長（勝畑孟志君） ただいまより第25回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、26名中26名出席でございますので、会議は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（勝畑孟志君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

24番、川島三夫委員、25番、高橋一夫委員を指名いたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可分）

○議長（勝畑孟志君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請（委員会許可分）を議題といたします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の1についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、申請理由は、自作地にも近く、耕作に便利であることから取得したいとのことです。場所は、三ツ作字御狩田です。現地を確認いたしましたところ、耕作されておりました。

会議資料2ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありますが、進入路がない土地なので、管理等はしているとのことです。機械の保有など問題ありません。農作業常時従事要件につきましては、世帯で440日です。下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、取得後もこれまでどおり水稻を作付するとのことでございます。

以上でございます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、長谷川良二委員、お願いします。

○8番（長谷川良二君） 8番の長谷川です。2月の18日の日に〇〇〇〇さんのお宅へ伺いまして、〇〇〇さんは脳梗塞で入院中でありまして、そのお姉さんが出てきまして、うちはもう農業をやっていないもので処分したいということでございました。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 権利者の住所地の農業委員の飯塚健史委員さん。

○21番（飯塚健史君） 21番、飯塚です。今事務局のほうからご説明ありました土地を欲しいといひます○○○さん、本来は父親でございます。総会資料の2ページ、先ほど説明されたとおりの、今2町以上の農家をされております。田畑合わせてです。結構畑仕事が多いですけれども、やはり水稻のほうも手がけてございます。また、買う本人はかなり高齢になってきています。せがれさんが今勤めておりますけれども、退職後農家をやるという形で、このせがれのためにも土地をふやしてやりたいと、そういうことでございますので、皆さんひとつよろしくご協議お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 説明は終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第1号の1について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定します。

次に、議案第1号の2について事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の2についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、申請理由は、自宅から近く、耕作に便利であることから取得し、農業経営の拡大を図りたいとのこと。場所は、川原井字腰当です。現地を確認いたしましたところ、耕作されておりました。

会議資料4ページをごらんください。保有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありません。機械の保有など問題ありません。農作業常時従事要件につきましては、世帯で1,020日です。下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、取得後もこれまでどおり水稻を作付するとのことでございます。

以上でございます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

17番、御園豊委員、お願いします。

○17番（御園 豊君） 17番の御園でございます。2月12日、買い主である○○さんから現地調査のため説明されまして、現地において確認をいたしましたところ、事務局のただいまの発表に相違ございません。○○さんをご承知のように、文書に書いてあるとおり酪農家であります。50頭からの牛を主

として農業を営んでおります。現地におきましては、宅地に隣接しているということと、売り主であります〇〇さんは今のぞみ野に住んでおりますが、もと川原井の住民でございました。家庭の事情でぞみ野に越されたということで、農業は現在やっておらないということで、7年前から〇〇さんが隣接地でありますので、田んぼとして借りてつくっておったと。この際家庭の事情によって〇〇さんに売却されるということでございますので、問題ないと考えます。審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第1号の2について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定します。

◎議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請を議題とします。

議案第2号について事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） 議案第2号の1についてご説明申し上げます。

本件は、下泉在住の方が、現在下泉の実家で両親と同居しておりますが、子供さんが成長してきたこと、農業経営を独立して行いたいとのことから、自己所有の申請地に農家住宅を建築したいとする案件でございます。

総会資料の5ページをお開きください。申請地は、アクアラインの袖ヶ浦インターに近接して、周囲は農地が集团的に存在しておりますので、第1種と判断され、この場合、原則として許可をしない農地として位置づけられております。しかしながら、農振農用地区域から除外されたこと、また転用の不許可の例外、これは住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの、これに該当するものと思われま。第1種の例外に該当すると思われま。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告でございますが、私の担当となっておりますので、この場より説明をさせていただきます。

先ほど事務局から説明のありましたとおり申請地は現在畑地として管理されており、一部野菜をつ

くられておりました。また、申請人は現在、事務局から説明があったとおり両親と同居して、このたび申請人の所有地に農家住宅を建築しようということになったものでございます。申請地は農振地域内にありますが農振除外となっております。隣接地には農家住宅2軒が建っておりまして、本件転用による近隣農地には支障はないと思われまます。

以上が私からの報告でございます。

質疑をお受けいたします。

榎本委員。

○19番（榎本雅司君） 今の説明ですと下泉の方が所在地が神納なのですけれども、独立して農家住宅を建てるということなのですけれども、分家住宅だからある程度農地を持っていると思うのですが、農家住宅ということは、〇〇〇〇さんは神納にどのくらい農地お持ちなのか。

○事務局（佐久間 章君） 資料をすぐにお持ちしますので。

○議長（勝畑孟志君） ほかにご質問あればお受けしておきます。

葛田委員。

○15番（葛田吉弥君） 〇〇さんという方は独身ですか。だんなさんいるのですか。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（佐久間 章君） だんなさんとお子さんがいらっしゃいます。

○15番（葛田吉弥君） 前からよくいろいろごたごた、ごたごた出てくるのですけれども、実際何やっているかおれもよくわからないのだけれども、親が恐らく買って、それを子供に与えているような感じだと思うのですけれども、実際本当にやっているかやっていないかおれもよくわからないのだけれども、そういうことがもしわかれば。

○事務局（佐久間 章君） それ、今ちょっと資料を持ってきますので。

○議長（勝畑孟志君） 鳥海委員。

○11番（鳥海夫男君） 11番、鳥海です。野田のほうにも4反幾らとありまして、きれいに、全部ではないけれども、つくっています。日曜日とかは、週に一、二回ぐらいずつ、小さな管理機で、畑をやるときはおれがうなってやるのです。あとは管理や何かは自分でやっています。

○4番（古川晃市君） 地元のほうでは結構水田を主力にやっているのですけれども、やはり機械のほうがなく、全部委託して、農地のほうは管理しています。そのほかの作業等は個人でやっていますけれども、農地自体は荒らしている農地はなく、そういう形できちんと管理はされております。

○議長（勝畑孟志君） 事務局のほうから。

○事務局（佐久間 章君） 神納には3筆ございます。あと坂戸市場です。野田にも。全体の面積としましては田んぼが1,467平米、畑が5,867平米、農業の従事日数でございますけれども、〇〇〇〇さんは年間90日、それでだんなさんが60日となっております。

○19番（榎本雅司君） 余りしつこく聞きたくないのですが、神納にそれだけあるということ。

○事務局（佐久間 章君） 全体です。

○19番（榎本雅司君） ここに建てなくてはいけない整合性のことを聞きたいのです。なぜここなのか。農業者住宅ということは、農業をやるために建てるのだから農地から離れた場所だから、要はここに建てなければいけない整合性はこういった理由かです。

○事務局（佐久間 章君） ほかに農地は何筆かあるのですけれども、都市計画法上で住宅を建てられるところがここしかないということで、農振地域に入っていたのですが、それを除外して、そこへ農家住宅を建築するというごさいます。ほかにだから、都市計画法上で建築可能な土地がなかったということで、ここしかなかったということです。

○19番（榎本雅司君） この人は新規農家ですか。

○事務局（佐久間 章君） 新規ではないのですけれども、いわゆる世帯から離れて、自分で農業を営していると。

○19番（榎本雅司君） 住宅は神納に建築、何で神納に建築するのか、都市計画法ではなくて、いわゆる自分の持っている農地が神納にあるけれども、そこにうちをつくる合理性、整合性を今聞きました。農家住宅って書くからこういった質問になってしまうので、これを聞きました。

○事務局（佐久間 章君） ここ建てる場所だけの所有ではなくて、ほかに神納に2筆を持っていますし、所有農地として見られてしまう部分もあるかと思われませんが、農家住宅として建てられるところはここだけということでここを選定したと。

以上です。

○19番（榎本雅司君） わかったけれども、理解はちょっとしにくいけれども、農家住宅というと農業を行うための住宅ですね。独立して生計を立てるのに何で神納なのか、説明はわかりました。あとは私が理解できるかできないかの問題ですから。

○議長（勝畑孟志君） 申請代理人から話がありましたけれども、申請人は兼業農家です。要するに一種の兼業です。農業だけで生計を立てるといよりも、測量関係の仕事をされているということで、主はそちらのほうの収入がほとんどでございます。ただ、自分の両親と一緒に今住んでいらっしゃる自宅で、両親も当然兼業のようです。測量関係をやっていらっしゃる方で、所有農地を家族と一緒に、この申請人の所有農地を共同で経営しているということのようです。それで、今回申請人の所有地、いろいろあるようですけれども、神納の土地にうちを建てるのだけれども、農地ですから一般の方は建てられないのです。ただ、農家をされているということで農家住宅という許可、都市計画法上の農家住宅ということでその土地に家を建てようということになったようです。どこか市街地に土地を買って建てれば一番いいのしょうけれども、自分の土地の所有地に建てるということで、農家住宅という形で建てるという形に建てるという形になったようです。また農家分家とも違うものであって、農家住宅は当然都市計画上許可をとるには農業委員会の農家証明も当然必要のようですので、そういったものをもって農家住宅を建てるということで、自分の土地の有効利用ではないですけれども、自

分の土地の一部を、農家住宅を建てるということのようです。

川名委員。

○26番（川名康夫君） 川名です。これインターチェンジから300メートル以内ですよ。インターチェンジ出口から300メートル以内ですよ。

○議長（勝畑孟志君） 袖ヶ浦インターの近くですね。

○26番（川名康夫君） 特別な、インター300以内で何とかという条項ありましたよね。

○事務局長（鹿島秀明君） 出口から300メートル以内に当たるかと。

○26番（川名康夫君） それに当たりませんか。

○事務局長（鹿島秀明君） それは開発行為の中で、よく商業とか、そういうたぐいのものなのです。

それで、今回のやつは農家住宅でやっていますので、そちらのほうとは直接は関係ないと思います。

○議長（勝畑孟志君） 御園委員、どうぞ。

○17番（御園 豊君） 17番、御園でございます。これは面積、利用実面積と現況面積、2種類あるわけですけども、これが実用面積というのは登記上の面積ですか、それとも実際に使うだけの面積ですか。

○議長（勝畑孟志君） 利用実面積。

○事務局（佐久間 章君） 実際使う面積で、分筆まではしなくて、公簿上の面積に対して利用することが利用面積です。

○議長（勝畑孟志君） 御園委員。

○17番（御園 豊君） そうしますと、実質的には台帳面積足すと約1反4畝になるわけですけども、そのうち一番最初の一番大きな面積をわざわざ、6,900、約7,000ある中で4平米だけを細切れに使うという数字だけを上げてあるわけですけども、農家住宅で1反4畝という面積は相当広い屋敷になるわけですけども、農家も通常農家分家だと大体50前後が今までの事例だと、申請が出ておったような気がいたしますけれども、あえてこれだけの面積を全部農家分家として使うとするならば、一番先のこの筆だけ、広い面積があるものをわざわざ4平米という小刻みにする理由は何でしょうか。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（佐久間 章君） 自家水用の井戸がございまして、そこの部分の面積が4平米となっております。

○議長（勝畑孟志君） 説明資料の6ページのところに、4224-3のところ、ちょこっと出っ張っている土地がありますけれども、ここのことでしょうか。

御園委員。

○17番（御園 豊君） そうすると、この1番の筆の分は4平米だけを宅地にして、あとの残りは畑のままですね。

○事務局（佐久間 章君） おっしゃるとおりです。

○議長（勝畑孟志君） 鈴木議員。

○2番（鈴木俊郎君） 2番、鈴木です。そうすると進入路はどうなるのですか。

○事務局（佐久間 章君） 資料の5ページを見ていただきたいと思います。側道がございまして、そこまで行かないのですけれども、その手前、木更津に向かってちょっと手前に左に入るところがあるのですが、そこを入れていったところが進入路になります。

○議長（勝畑孟志君） どうぞ。

○2番（鈴木俊郎君） 2番、鈴木です。5ページの公図で見ると、4224-3のところのうちがあるのですけれども、それ以外にうちというのがないので、4224-3は畑として使われるということなので、進入路はこの公図上だと家はどこへ建てられるのですか。

○事務局（佐久間 章君） 公図だとちょっとわからないのです。

○2番（鈴木俊郎君） 公図でわからないと、何でわかるのですか。

○議長（勝畑孟志君） 4224-3とか、4227-1とか、4224-9とか、この辺一体は全部公衆用道路になってしまう、地目上は。公衆用道路。買収されるというのですか、圏央道をつくったときに買収されて……

○2番（鈴木俊郎君） 4224-8とか、そういうところから入れるということ。

○議長（勝畑孟志君） そうです。舗装された約4メートルの道路があります。

そのほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第2号について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成多数でございます。

よって、議案第2号については許可相当と決定します。

◎議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第3号の1ないし議案第3号の12については関連性がありますので、議案第3号の1ないし議案第3号の12について、一括して事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） 議案第3号の1から第3号の12についてご説明申し上げます。

本件につきましては、先ほど申請者から説明を受けたところでございます。重複になりますが、申請地は現状のままですと農業ができないということと、豪雨等のときに危険性もあることから急勾配を是正して、本来の農地の状況に戻し、営農したいとする案件でございます。

なお、今回の農地造成につきましては、事業者と地権者で話し合いを行い、地権者は内容等を理解した上での申請と聞いております。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に、地元委員の意見及び現地調査の報告となりますが、本件につきましては委員会での現地調査及び申請人からの説明を事前に受けておりますので、省略し、これより質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

高橋委員。

○25番（高橋一夫君） 25番、高橋です。私が調べた時点の話をちょっと紹介します。本来であれば運営委員会で少し審議して、この結果を総会に報告するというような段取りだったのですが、鹿島局長の計らいで、前回バツになった場所だから、今回は総会で少し地元と業者を呼んで審議したらどうかというような話が来ましたので、ではそういう方向でいきましょうかというような話にしました。地元の人たちの話を自分も聞きに行ったので、前回の〇〇さんの話は、地元の人たちも何も知らない、わからないというこういう返答でした。今回は地元の、きょう来てくれたような話なのですが、工事中もきちんと私が立ち会いますというような話を〇〇さんから伺いました。門の開閉も私がやりますというような責任を持った返答でした。さっき自分が言っていました。造成が終わった後はクリを植栽してクリ園にしたいと。さっきも言っていました。そういうことを初めからきちんと計画した中で進んでいくみたいです。地主の人たちも自分の田んぼが、きょうは水が余りなかったのですが、前回行ったときには全く堰みたいになっていたところ、おら方のところはどこだった、あそこだと、池の中だというような〇〇さんの説明でした。

それと、この図面にある農地の造成してある段々畑等もまっすぐになっていましたが、あれは〇〇さんが申請を出すに当たって県から指導を受けて急遽やったような仕事です。全くこの〇〇という会社はいいかげんというか、全部やるとさっき言っていました。そういうことを口先ですか、で交わすだけというような感じを、社長がそのとき説明に来ていましたが、自分もちょっとこの人いいかげんだなとは感じました。

今回の〇〇〇〇〇〇〇さんですか、このほうがちょっと地元との話し合いがきちんとしているし、誠実な人かなと。私のこれは感じです。

そういうわけで運営委員会は開催しませんでしたので、私の率直な話で申しわけございません。報告だけしておきます。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） ありがとうございます。質疑等をお受けいたします。何かございますでしょうか。

葛田委員。

○5番（葛田秀治君） 先ほど事前の説明を受けて、委員の中からは要望事項というか、万万が一の

ことを心配していろんな意見があったと思うのです。現地を案内されて現況を見ればやっぱり地権者がそういうことを望んでいるということであれば、きちっと設計条項、それからもろもろの条件あると思いますけれども、そういうことをきちっと地権者の方に管理していただいて、本来の目的といいますか、それに持っていく、していく等を条件にして守らせるということで進めていただければ、私は今まで聞いた中で、高橋さんから説明ありましたようにあのままではほうっておくというわけにはいけないと思うのです。こういうふうに進んでしまったら。だからといって安易に許可をするべきではないと思いますけれども、説明の中できちっとそういうことをさせるということを条件に、私は賛成したいと思うのですけれども。

○議長（勝畑孟志君） 葛田委員。

○15番（葛田吉弥君） 15番、葛田です。去年ですか、1回見に行ったと思うのです。そのときに地権者はここに大根を植えて、お茶の木を植えてどうのこうのというような話があったのですけれども、それが一つも改善が見られないというふうなこと、事実あるのです。だから別におれは反対というわけではないのだけれども、それでクリをやって本当大丈夫かなというふうな感じが明確にしているのですけれども、おれ、本人どういう人だかわからないのですけれども、ちょっと安易な気持ちで許可出してしまっていていいものか、悪いものか、ちょっと悩むと思うのです。それは私自身、本人が実際にやる気があるかないか、前回みたいにこれはやる、あれはやるというような話で話をしていたのですけれども、今回もそういうふうな気が何かしてならないと私は思うのですけれども。意を得ないような質問してしまって申しわけないのですけれども。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 御園委員。

○17番（御園 豊君） 農地そのものに対しては確かにより使いいい農地を造成していくということについてはよろしいのではないかと思います。ただ懸念する材料が一つあるのですけれども、それは先ほどのご説明の中でもありましたように入り口に産廃が入っている、これについては前業者が水質検査をやった上でその処理をするという約束のもとに前回は前業者が特定事業をやったと。ところが、この水質検査、もうろくすっぽやらないで、事業も地主の納得いかないままにやめてしまったということの経緯のようでございますので。となると、この産廃の問題が、委員の中でも裁判をやっているのではないかとこの質問が出ていましたけれども、この産廃の処理、あるいは事故後の対応についてまだ結論が出ていない中で、次の特定事業に入ってしまった後に、この水質も同時進行で調べながら次の事業をやるのだという先ほどの説明でしたけれども、仮にここへ、水質検査をやりながら残土を入れていって、その過程において水質が異常があったということになったときに、この残土、産廃を入れた中から異常の水質が出たものか、今度入れる残土の中から異常水質が出たものなのか、そこら辺になると非常に難しい判断が出る可能性があるのです。特定事業は県は今まで大体どこの事業でも一番最初の事業が完了した後に次の事業を許可してきております。だから、今回のこの件に関しては

本来は産廃問題の水質問題がきちっと結論出した上で、本来は〇〇さんに許可すべきだったし、また今度は〇〇さんがそれを怠ったようですので、本来はこの水質問題をきちっと結論出した上で今度の許可を出すべきではないかと思うのですが、これ県のほうの特定事業ですから、許認可問題ですので農業委員会関係ないのですが、ただこの問題について懸念するところがあるのですが、そこら辺を農業委員会として、先ほどから出ているようにただ単に許可を出してしまっているのかということになったときに、一番最初の残土の産廃の問題に返ったとき、その責任問題が出たときにこれは今度やるのは第3回目の事業ですから、3回目の事業が全部それを処理できるのかどうかという懸念があるわけです。そこら辺を、これは県のほうが許可出すわけですけれども、今まで私の認識では大体、砂とりにしても何にしてもやりっ放しなところは次の事業をやるについては、一応オーケーとってから次をやってくれということに今まで全部なっているはずなのに、今回に関しては、ましてや産廃あるいは何とか公害の懸念がある水質検査もまだ終わっていない、結論が出ていない中での事業について県のやり方、指針についていささか疑問があります。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） ありがとうございます。

伊井委員。

○10番（伊井勝實君） 委員の皆さん心配してくれて、非常に貴重な意見を伺いましたけれども、先ほど業者も言っていましたように埋めた後に盛土1メートルして畑になるようにというようなことを言っていましたけれども、地主とすればぜひそれでやってもらいたいというようなことをお話ししたいのですけれども。あのままの状態、何年たってもそのままの状態なもので、一応前の業者は倒産しましたけれども、できることでしたら今度の業者を信用して農地に戻してもらいたいというような形でやってもらいたいという話です。

○議長（勝畑孟志君） 前橋委員。

○23番（前橋 勇君） 私も最後に業者のほうにも確認といいますか、意見を出して、さっき御園委員がおっしゃったように前業者のやったことを完了しないうちに〇〇〇〇〇〇〇〇ですか、これが行うという、是正する造成というような回答というのですか、得ましたけれども、その辺は是正が何かちょっとはっきりと見えないのです。言葉だけで是正しますと言っても、実際聞けばわかりましたというふうに答える。農地造成ということで、先ほど〇〇さんからクリを植えるというような話ししていましたけれども、これ〇〇さん一人といいますか、田んぼ、畑、実際に見て約2反ですけれども、ほかの人は東京のほうを持っていたり、久保田の人が持っていたり、木更津の人が持っていたり、いろいろいるわけですが、結局〇〇さん本人はクリを植えますというようなことを言っていますが、ほかの人から果樹の育成管理を委託しますと、〇〇さんに委託しますと、この農地造成に当たって書いてありますが、何かその辺は定かでないのです。何かちょっとまだその辺が漠然としているというようなことで、それを心配しております。

- 26番（川名康夫君） これ従前より、農地がよりよいものになっているかどうかということを設計計画書がないとどういう農地ができるかちょっとわからないのです。それが従前よりよくなっているとか。
- 議長（勝畑孟志君） 事務局。
- 事務局（佐久間 章君） それについて先ほど事業者のほうから説明があったわけですが、簡単に言うと急勾配を緩和して農地として利用しやすい状況にするということが主な改正点だと思われます。
- 議長（勝畑孟志君） 川名委員。
- 26番（川名康夫君） ですから、従前よりいい土地になっているかということは、この農業委員会が決定することであるので、業者が決定することではないので、設計書が欲しいですね。
- 議長（勝畑孟志君） 事務局。
- 事務局（佐久間 章君） 設計書の添付は必要ないこととなっていますので、うちのほうもあえてもらってはおられません。要求するのはちょっと難しいと思いますが。
- 議長（勝畑孟志君） 川名委員。
- 26番（川名康夫君） では、農業委員会はどういう農地ができるかわからないものを、それが従前よりよくなっているか否かは設計書を見なければ判断できないのだけれども、私は判断できないと思うのですけれども、農業委員会ではそれが添付されなくてもいいということですよ。
- 事務局（佐久間 章君） 川名委員おっしゃっている設計書というのはちょっとどういうものかわからないのですが、先ほど説明の中で、繰り返しになりますけれども、急勾配を緩和して農地利用を図るようにしたいということですので、そこの辺の判断をしていただきたいと思います。
- 議長（勝畑孟志君） 飯塚委員。
- 21番（飯塚健史君） 21番、飯塚です。法的なことは難しく、私にもわかりませんが、先ほどの会議の中で提示された図面、一番最後の黄色いやつの断面図、それを見ますればかなり勾配が、今の時点から作付できるか否かということを思えば、かなり作付できるというふうには私は判断しました。それよりも大事なものは土壌だと思うのです。あの土壌がどういうものかということ、それ一番大事ではないのかなと。法的なことはわかりませんが、ひとつ26番ですか、二十何番ですか、の意見に対して、今よりもかなり勾配はやわらかくなって耕作できるのではないのかなと私は現地を見て、また図面を見てそう確信しました。あれよりひどい畑を私は持ってまして、ですから結構耕うん機でやれるのですが、その辺の考え方です。
- 議長（勝畑孟志君） 川名委員。
- 26番（川名康夫君） だから、私が聞いたのは、だからさっき斜度30度もあるということで、この30度が耕作できるかどうかを聞いたわけなのです。
- 議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（佐久間 章君） 30度と聞いたのは、従前の計画であって、今の平均10度で計画。

○26番（川名康夫君） 30度もあると言っていましたから。

○事務局長（鹿島秀明君） 今この一番最後の図面なのですけれども、30度の角度はないです。これ青い線で点線にやったもの、この横断の中にあるのですけれども、これについては〇〇さんがこういう計画をしていたところを赤の計画盛り土線に直すよと、そういう改修をしていますという説明ありましたが、30度部分というのはない。耕作する部分の角度はそれはないです。

○議長（勝畑孟志君） ほかにないようであれば、今回の件につきましては許可、不許可にかかわらず最終許可は県のほうの許可になりますので、当委員会での採択につきましては、先ほど皆さんからいただきましたご意見等を附帯条件といたしまして、県のほうに指示するようになろうかと思えます。そういうことで採決のほうをいたしたいと思えますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 採決につきましては、許可相当、不許可相当という2つになろうかと思えますけれども、今申し上げたように許可、不許可にかかわらず附帯条件をつけた上で県のほうに行くようになろうかと思えますので、よろしくご判断いただくようお願いしたいと思います。

質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第3号の1ないし議案第3号の12について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成16名でございます。

よって、議案第3号の1ないし議案第3号の12については許可相当と決定します。

次に、議案第3号13について事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） それでは、議案第3号の13についてご説明申し上げます。本件は、川原井在住の個人が、同所同番地の所有者から使用貸借によって農地を借り受け、農家分家住宅用地として転用したいとする案件でございます。

総会資料のほうの9ページの位置図をごらんください。申請地は、県道南総昭和線を通って、川原井から市原方面へ向かって、川原井青年館から約200メートルくらい行ったところを北方向に入ったところで、譲り渡し人の自宅の隣地になります。農地区分といたしましては、農地と住宅が混在する第2種農地であります。

排水関係ですが、雨水、雑排水は合併浄化槽で処理をして、既設の道路側溝へ排水されます。雨水につきましても道路側溝へ排水されます。その他特に懸念される問題はないものと思われます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

17番、御園豊委員、お願いいたします。

○17番（御園 豊君） 17番、御園でございます。去る2月19日朝10時から地主、あるいは設計業者立ち会いのもとに現地説明を受けました。地主は今回の申請者のおじいさんに当たるわけでございます。おじいさんの孫という立場でございます。この現地につきましては宅地に隣接している農地でございますが、もう20年以上農業用雑地、要はハウスを建てたり、いろんな農業用資材を置いたりして、田んぼでございますけれども、そういったものに使っておりました。今回孫の1人が農家分家をするということで宅地の前に住居を構えるということの申請でございます。周辺においてはこの件に関して別に障害がないものと判断しておりますが、ひとつ審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第3号の13について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の13については許可相当と決定しました。

◎議案第4号 平成23年度第10次農用地利用集積計画承認の件

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第4号 平成23年度第10次農用地利用集積計画承認の件を議題とします。

議案第4号について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第4号についてご説明いたします。

今回の申請は、利用権の設定が9件で2万77平方メートルとなっております。内容につきましては、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

農用地利用集積計画書（案）8ページをお開きいただきたいと思います。今回利用権設定を受ける方の経営状況等が記載されております。現経営耕地面積は記載のとおりでございますので、概略を説明させていただきます。株式会社〇〇〇〇ですが、申請件数が5件で、申請面積は2.94アール、0.99アール、1.52アール、2.67アール、5.12アールの合計13.24アール、〇〇〇〇さんですが、申請面積は9.08アール、〇〇〇〇さんですが、申請面積は20.26アール、〇〇〇〇さんですが、申請面積は66.03アール、〇〇〇〇さんですが、申請面積は92.16アールとなっております。

以上でございます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。
議案第4号について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。
よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

◎報告事項

○議長（勝畑孟志君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） それでは、報告について、説明します。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届け出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会庶務規程第11条第7号の規定に基づきまして局長専決にて処理いたしましたので、ご報告を申し上げます。なお、専決処理期間は平成24年1月4日から1月31日まででございます。

次に、報告第2号です。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届け出書の提出があったので、袖ヶ浦市農業委員会庶務規程第11条第7号の規定に基づきまして局長専決にて処理をいたしましたので、報告をいたします。なお、専決処理期間は平成24年1月4日から1月31日まででございます。

次に、報告第3号についてご説明申し上げます。農地法第18条第6項の規定に基づきまして解約等申し出書がありましたので、報告いたします。なお、期間は平成24年1月4日から1月31日まででございます。

報告は以上でございます。

○議長（勝畑孟志君） 報告は以上でございます。

◎その他

○議長（勝畑孟志君） 次に、日程第4、その他に入ります。

何かございませんか。

事務局ありませんか。

○事務局（佐久間 章君） ありません。

○議長（勝畑孟志君） 委員の方は何かございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 特にならぬようでございますので、本日の日程はすべて終了いたしました。

◎閉 会

○議長（勝畑孟志君） これをもちまして第25回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後5時10分 閉会